

# 枚方市立杉中学校PTA規約

## 第1章 名称及び団体の所在地、設立年月日

- 第1条 この会は、枚方市立杉中学校PTAと呼び、この団体の所在地を枚方市立杉中学校におきます。  
所在地は 枚方市杉4丁目1-1  
本会の設立年月日は、昭和57年4月1日とする。

## 第2章 目的及び活動

- 第2条 この会は、家庭と学校及び関係機関が一体となって、生徒の心身共に健全な成長をはかることを目的とします。
- 第3条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の活動をします。
1. 会員としてよりよく資質を高めるよう努めます。
  2. 学校と家庭との緊密な連携によって、生徒の健全な活動を助成します。
  3. 地域社会が、生徒のよりよき環境となるよう努めます。
  4. 公費による教育の充実に努めます。
  5. その他この会の目的達成のために必要なことを行ないます。

## 第3章 方針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民間団体として、次の方針に従います。
1. この会は、他の団体又は機関の支配や干渉は受けません。
  2. 目的を同じくする団体及び機関と協力します。
  3. 特定の政党や宗教の支持、又営利を目的とする行為は行いません。

## 第4章 会員及び賛助会員

- 第5条 この会の会員及び賛助会員となることができる者。
1. 会員は、本校に在席する生徒の保護者。
  2. 賛助会員は、本校に勤務する教職員、卒業生の保護者、近隣在住の者。
- 第6条
1. 前条の資格を有するもののうち、入会を希望する者は入会届をこの会宛てに書面にて意思表示をしなければなりません。
  2. 退会を希望する者は退会届をこの会宛てに書面にて意思表示をしなければなりません。
- 第7条 会員は、すべて平等の権利と義務を有します。

## 第5章 経 理

- 第8条 1. この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって行います。  
2. 会費は一家庭年額500円とします。(令和8年4月より施行)  
3. 賛助会員の会費は徴収しません。  
4. 会費は初年度の学校諸費と一緒に徴収を行います。  
5. 転入や途中の入会希望があった場合はその後の学校諸費もしくは別の形で会費の徴収を行います。  
6. 年度途中での転出や退会があった場合、会費の返金はいたしません。
- 第9条 この会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わります。

## 第6章 本部役員及び顧問

- 第10条 この会の本部役員は、次の通りです。
1. 会 長 1名 保護者から選ぶ
  2. 副会長 2名 保護者から選ぶ
  3. 書 記 1名 教職員又は保護者から選ぶ(副会長の兼任可)
  4. 会 計 1～2名 教職員又は保護者から選ぶ
1. 本部役員の任期は1年とし再選は妨げません。
  2. 本部役員と会計監査委員は一家庭から1名とします。
  3. 本部役員は、各役職を兼任することができ、その際の本部人数は兼任している数でカウントします。
- 第11条 本部役員は次の職務を行います。
1. 会長はこの会の代表者であり、会務を執行し、総会並びに運営委員会を召集します。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行します。又推薦委員長を兼任します。
  3. 書記はこの会の庶務を担当します。
  4. 会計はこの会の会計事務を担当します。
  5. 本部役員は推薦委員を兼任とします。
- 第12条 この会は、顧問をおくことができます。顧問は運営委員会で推薦されこの会の諮問に応じます。

## 第7章 会計監査委員

- 第13条 この会の経費を監査するために、若干名の会計監査委員をおきます。
- 第14条 会計監査委員は、役員選出に準じて行い総会の承認を受けます。
- 第15条 会計監査委員は、年2回会計の報告を受け、これを監査し、総会に報告します。

## 第8章 総 会

第16条 総会は、この会の最高決議機関です。

第17条 総会は、定期総会を年2回開き、役員を選出と決算報告の承認並びに予算案及び年間事業計画案の審議、その他重要事項の議決をします。

第18条 総会の成立は、会員（家庭数）の5分の1（委任状を含む）以上とし、議決は出席会員の過半数の同意を必要とします。

第19条 臨時総会は、会長又は会員（家庭数）の5分の1の要求があれば、開くことができます。

## 第9章 運営委員会

第20条 この会は、目的達成のため、次の委員会を常設します。運営委員会は、会長承認の上開くことができ運営委員会の決定は出席委員の過半数で行います。

第21条 運営委員会は、出席委員の意見を統合調整して本会の目的を達成するため、予算案の作成、行事、事業の企画をし、総会に提出する議案を審議決定します。

委員会の構成は、次の通りとします。

1. 本部役員
2. 委員
3. 校長、教頭
4. 各学年担当の教員より最低1名

## 第10章 特別委員会

第22条 特別委員会は、特別の目的を遂行する為、会長が運営委員会の承認を得て設けることができます。

この会は、運営委員が推薦する若干名により構成します。

この会は、任務終了と同時に解散します。

## 第11章 改正

第23条 この規約の改正は、総会で出席人員の3分の2以上の賛成がなければなりません。

この規約は昭和57年4月1日より実施する。

付 則 昭和61年 3月22日一部改正

昭和62年 3月21日一部改正

平成 3年 3月17日一部改正

平成 3年 5月25日一部改正

平成 5年 3月20日一部改正

平成17年 5月21日一部改正

平成22年 5月15日一部改正

平成24年11月 1日一部改正

平成26年 3月 8日一部改正

平成29年 3月11日一部改正  
平成30年 3月10日一部改正  
平成30年 9月15日一部改正  
令和 3年 3月13日一部改正  
令和 4年 3月31日一部改正  
令和 5年 3月31日一部改正  
令和 7年 9月26日一部改訂

## 第12章 細則

第1条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限り、運営委員会が制度改廃の議決をなし、総会に報告しなければなりません。

第2条 本部役員・委員の選出は、次の通りです。

(本部役員)

1. 本部役員は、総会において無記名投票により選出します。

但し、候補者が定数を超えない時は、投票を省略し、推薦委員会において推薦された者が承認を受けます。

2. 本部役員候補者は、次の通りとします。

(1) 自ら立候補した者。

(2) 推薦委員会において指名された者。

(3) その他会員から推薦された者。

但し、(2)(3)の場合は、本人の承諾を得ておかねばなりません。

(委員)

3. 委員、教員若干名によって構成します。

(1) 委員は推薦に携わる仕事をします。

(2) 委員は会計監査に携わる仕事をします。

(3) 委員は本部役員に依頼された仕事をします。

(推薦委員会)

4. (1) 推薦委員会は、本部副会長を長とし、本部役員・委員・校長・教頭により構成します。

第3条 役員・委員の免除基準は、次の通りです。

1. 枚方市立杉中学校PTAにおいて、本部役員(会長・副会長・書記・会計)及びそれ相応の役職(委員長・副委員長)を一度でも経験した者は免除届をもって永久的に免除することができます。

2. 生徒一人に対し、委員を経験した者。

3. 妊娠中・未就学児がいる者。

4. 立候補・抽選で選出された者で本部役員・委員を辞退する場合、再度募集をする、本部役員が兼任できる又は不要と判断した場合は募集をしません。

(目的)

第1条 この規約は枚方市立杉中学校PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員・会員及びその他の個人情報（以下「個人情報」という）の取り扱いについて定めるものとする。

なお、個人情報は紙媒体のほか、電子媒体にして保管するものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。PTA活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、PTA役員とする。

ここでいう役員の範囲は、本部役員及び各委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、業務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その担当する役割を退いた後も同様とする。

(収集方法と周知)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、取扱方法を、総会資料又は通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

(1) 会費の徴収

なお、集金依頼のため枚方市立杉中学校と共同利用する。

(2) 文書等の送付

(3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成と管理

(4) 本会役員・委員の選出

(5) 本会活動のための連絡

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄する。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 提供先第三者の氏名
- 2 提供の目的
- 3 提供する対象者の氏名
- 4 提供する情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 提供する第三者の氏名
- 2 提供の目的
- 3 第三者が個人情報を取得した経緯
- 4 提供をされる対象者の氏名
- 5 提供をされる情報の項目
- 6 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。また、会員は取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての事項について、同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。但し、名簿などとして既に配布しているものについては削除の連絡をすることでこれに替える。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の取得)

第18条 本会が取り扱う個人情報については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。  
会員氏名、住所、電話番号、生徒氏名、学年・学級、その他 対象者の同意を得た事項

(改正)

第19条 本会の「枚方市立杉中学校PTA 個人情報取扱規約」は、総会において改正する。

附則

本規約は、平成31年4月1日より施行する。

■問い合わせ先 杉中学校PTA (会長)  
連絡先 大阪府 枚方市 杉4丁目1-1  
枚方市立杉中学校内 PTA会議室  
設立年月日 昭和57年4月1日

## PTA 入会申込書および個人情報取扱同意書

会員名(保護者名): \_\_\_\_\_

会員区分: 保護者・教職員

電話番号: \_\_\_\_\_

在学中の生徒の学年・クラス・お名前

\_\_\_\_\_

以下に同意の上、私は PTA 入会に同意します

- (1) 個人情報取扱規則を確認の上、個人情報の取り扱いに同意します
- (2) PTA 会費の支払い方法として、PTA が学校に依頼し、学校徴収金と同じ金融機関より学校徴収金と一緒に振替することに同意します。
- (3) 入会申込書は 1 回のご提出で在校中は自動更新とさせていただき、在籍途中で退会届が提出されない限りは在籍している生徒の卒業時、もしくは転出時に自動的に会員資格を失うこととします

※会員資格を失った場合、この同意書は適切に廃棄いたします

令和8年4月吉日

枚方市立杉中学校

P T A 会 長

## 令和8年度PTA途中退会について

平素は杉中学校PTA活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

この度、会員様より本校PTA退会の意思を受けまして、確認のご連絡をしております。

退会の意思を示される方は、以上のことをご了承の上、切り取り線以下に必要事項を記載し、学校に提出してください。

保護者の方の提出があっても、お子様の提出がない場合もございます。提出後もPTAからの手紙が届く際には再度提出をお願いします。

ご提出の用紙の確認をもって本校PTAを退会とさせていただきます。入会届等の個人情報の破棄もされますのでご了承ください。

-----切り取り-----

### PTA退会届

枚方市立杉中学校

P T A 会 長 殿

この度、杉中学校PTAを退会したくお届けいたします。

退会者 お名前 ( )

退会年月日 年 月 日

在籍生徒 学年 組 お名前

年 組 ( )

年 組 ( )